

令和4年度第4回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和4年11月22日（火）10：00～11：10
2. 場 所：ときわ会館3階 第3会議室
3. 出席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
遠山 昭人	保健福祉局長寿応援部
永島 淳	保健福祉局福祉部
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
兵働 正行	保健福祉局福祉部障害支援課
4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
富澤 文雄	保健福祉局長寿応援部介護保険課
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
山本 宏	社会福祉法人さくら草
5. 代理出席者：（敬称略・50音順）

石渡 友邦	保健福祉局長寿応援部介護保険課
（富澤委員代理）	
6. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

(1) NPO法人 あいのて

(2) NPO法人 大宮あゆむ会

(3) NPO法人 みんなの風福祉会

3 報 告

(1) 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

4 閉 会

【配付資料】

○令和4年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和4年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和4年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（NPO法人 あいのて）

○資料2 更新登録申請書（NPO法人 大宮あゆむ会）

○資料3 更新登録申請書（NPO法人 みんなの風福祉会）

○資料4 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（NPO法人 あいのて）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO法人 あいのて 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 福祉有償運送をさいたま市の生活サポート事業で参加してよかったと感じています。利用者の方が、短距離であってもお身体の状態によっては移動できないということで、少しでも自分たちの小さな力でお手伝いすることができればいいなと思っており、利用者の方から助かったというお言葉をいただく度にやってよかったと感じております。障害をお持ちの方が障害を乗り越えたり、何かを達成したりするお手伝いができていたらと思っています。安全運転を常に心がけており、幸いなことに今までサポートする者も体調を崩すことなく業務を行うことができております。

須藤委員 複数乗車を設定されておりますが、その場合、ご要望があれば添乗料を取ると思いますが、どのようにされておりますか。

事業者 付き添いの方は、現在ご利用の方ですとご家族となり、職員が付き添うということは滅多になく、ご家族が付き添われる場合には料金はいただきません。複数乗車もご家族同士で、ご依頼の際は複数でも、当日の体調によりお一人での利用となる場合が多いです。

須藤委員 滅多にないですけれども、添乗料の記載があるということはないことないということですか。

事業者 複数乗車についてですが、ドライバー一人に利用者の方が一人が原則ですが、どうしても複数で乗車したいとのことで、2年程前に申請しました。現在、複数乗車でご利用の方はご家族の方が同乗されるため、添乗料はいただいておりません。

伊藤委員 福祉有償運送で適用にならない保険に入られている車両があって、移動支援サービス専用自動車保険に加入しているということですが、登録しているドライバーのお名前が8名程入っているのは、福祉有償運送に使って

る車両が8台あるということでしょうか。

事業者 福祉有償運送で適用されない保険に入っていたということで、ドライバーと利用者の方を守るために、適用される保険にあらためて入りました。福祉有償運送に使っている車両だけでなく、事業所に車両を使って通っている方の分も入っています。

○NPO法人 あいのて 退室

○NPO法人 あいのての申請について、複数乗車と添乗料の確認を行い、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（NPO法人 大宮あゆむ会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO法人 大宮あゆむ会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 重度の障害や車いすでの移動の方もおり、車両に限られてしまい、ご自宅までお迎えに行き病院までという方も多いのですが、ご利用時間が30分なのに事業所から利用者のご自宅までの回送時間が往復で1時間の方もおり、時間の使い方としてはもったいないのですが、車としてはそれを使わざるをえないので、回送時間のお金のやりくりが難しくなっているのを感じています。回送の対価設定はあるのですが、30分以内の近場の方はサービスとしており、30分以上の方もそれ以上は取りませんが、その基準を見直した方がよいのかなと感じています。今回の申請ではそのまま出させていただいておりますが、回送時間や回送料について教えていただければと思います。

須藤委員 回送料金ですが、30分未満であれば取らないが、30分以上であれば400円とか、そういうふうに時間で分けて設定できるので、今回変更するのは難しいかもしれませんが、今後変更することもできるかと思います。

事業者 時間については、15分とかに縮めてしまうことも可能なのでしょうか。

須藤委員 協議が調べば大丈夫ですので、他の事業者さんも時間別で行っているの

参考にさせていただければと思います。

事業者 それも含めて、現在待機料を取っていないのですが、病院などで1時間待ちし、事務所にも戻れないということもあり、あらためて待機料として請求はできますか。

須藤委員 待機料は申請書の項目にもありますので、收受するのであれば申請していただき、協議が調えば大丈夫かと思います。待機時間も人件費はかかっているのです、取っていただいてもよいのではと思います。

伊藤委員 申請書類には対価の変更申請が出ていて、今回初めて迎車回送料金300円というのが入ったと思いますが、この300円というのに30分未満は貰わず、30分以上は取るという内規的なものがあるという理解でよろしいでしょうか。ここには但し書きが書いていないので、どういう時に300円が発生するのかお訊きしようと思いました。

事業者 空車でお迎えに伺う時間が30分以上であったら、いただきますという形です。

伊藤委員 30分未満の場合は貰わず、30分以上になると何分でも1回あたり300円ということですね。

須藤委員 それを申請書に記載した方がよいですね。

事務局 後日修正をさせていただいて、埼玉県に提出いただくようにいたします。

伊藤委員 今は待機料金が書いていないので、迎車回送料だけをそのまま申請されると、お迎えで出直すケースは利用者負担が高くなります。それが理由で利用者が目的地での待機を希望することが想定されるので、待機料金も設定してどちらがよいかを利用者の方と相談できるようにしてはいかがでしょうか。別途変更申請をしていただく方がよいかと思います。

事業者 今回はそのまま申請し、今後ご助言をいただいて待機料などを考えて、新たに変更申請をしたいと思います。

伊藤委員 運行管理の責任者として要件ですが、事故対策機構で基礎講習を受けられたということでいただいています、道路運送法の施行規則が改正され、これからは運行管理者の一般講習を2年に1度受講しなければいけないと10月から制度変更があったのですが、そのことをどこからかお聞きになっていますか。

事業者 市から聞いておりました、その講習を新たに受けたいと思っております。

須藤委員 車両が5両以上の特定事務所は、今後アルコールチェッカーを使わなければいけなくなりますがいかがでしょうか。

事業者 現在も事務所に置いて、行きと帰りにその都度やっております。

○NPO法人 大宮あゆむ会 退室

○NPO法人 大宮あゆむ会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（NPO法人 みんなの風福祉会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO法人 みんなの風福祉会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 私共の事業では、福祉有償運送単体というのはほとんどなく、生活サポートをするなかで福祉有償運送を使っただくパターンが大多数です。平日をホームで過ごす方が週末帰省し日曜日にホームに戻るために定期的に利用されるという利用が多いです。新規の方で都内の病院に車いすのまま乗り込める車両で行きたいので福祉有償運送を使えないかというお問い合わせもあるのですが、現状そこに動けるヘルパーの人員がいなくて、どうしたら人員が確保できるかなと心苦しく思っています。

永島会長 同様の案件が本協議会でもしばしばお話に出ておりますね。利用者の方を中心に始められている事業者が多い中で、利益が出るものでもないですので、人員の問題ですとか難しい面もあるかと存じます。

伊藤委員 旅客の名簿の範囲のところ、身体障害者の方で6級という方がいますが、この方は重複なのか単独の障害なのか教えてください。

事業者 知的との重複の障害になります。

永島会長 事務局に確認ですが、その他の「ト」はどういう時に付けますか。

事務局 障害の手帳ですとか要介護の認定などを受けられている方はそちらを優先して付けていただき、手帳などをお持ちでない方で障害などに類する方が「ト」に該当となります。

永島会長 重複の場合は両方に付けますか、「イ」に寄せますか。
事務局 主たるものに付けていただき、同等であれば「イ」に寄せて付けていただきます。
永島会長 今回の6級の方は重複ということですね。
伊藤委員 おそらく「イ」と「ハ」ということですね。
事業者 そうです。
伊藤委員 運転者の方の就任承諾書ですが、上段は運転者の方、下段は乗務者の方なのですが、上と下のお名前が一緒なので、下段は上段の資格要件を満たしておらず乗務だけをする人を書く欄だと思うのですが、下段に記載の方々は資格を満たしているのでは、下段は空欄でよろしいかと思えます。
永島会長 事務局と事業者の方でご確認いただき調整をお願いします。

○NPO法人 みんなの風福祉会 退室

○NPO法人 みんなの風福祉会の申請について、全会一致で合意

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

以上